

議員提出議案第19号

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和元年10月16日

中野区議会議長 高橋 かずちか 殿

提出者	中野区議会議員	酒井 たくや
		木村 広一
		白井 ひでふみ
		森 たかゆき
		長沢 和彦

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加に向けた基本理念を定めており、そこでは精神障害者も身体障害者や知的障害者と同じ障害者と位置付けられています。また、国の障害者施策においては、身体障害、知的障害、精神障害を同等に扱うことが基本的な方向になっています。

障害者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、ＪＲ、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路など各種交通事業者は、障害者に対する交通運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っています。しかし、多くの交通事業者においては、精神障害者は身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から除外されており、経済的負担が障害者権利条約の求める社会参加の大きな障壁ともなっています。２０１４年に障害者権利条約が批准され、２０１６年には障害者差別解消法も施行されている中で、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理です。

第１９８回通常国会に付託されていた「精神障害者の交通運賃に関する請願」は、衆参両院の国土交通委員会にて全会一致で採択され、内閣に送付されました。

よって、中野区議会は政府に対し、請願が全会一致されたことに鑑み、早急に精神障害者においても身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするための必要な措置を講ずるよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
国土交通大臣

中野区議会議長名